

六 払込金額
七 最低額面金
八 振替単位
九 発行の価格
十 募集の日
十一 利率
十二 経過利子の払込み

面金額で一兆四千九百九十二億
八千三百二十五万六千三百四
一万八千九百六十六億三十四
五万八千九百六十六億三十四
振替法の規定による振替口座簿
の記載又は記録は、最低額面金
の整数倍の金額によるものとす
る。平成十八年一月二十五日
平成一・四パーセント
額面金額百円につき九十九円八
角二分
十一年四月に、
額に「加え、次の算式により算
出した金額を第十九号の規定す
る。」

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times 1.4}{100} \times \frac{36}{365}$$

(二) 発行時において、その利子に
係る所得税が源泉徴収されるに
もとのとして振替口座簿中の口
座に記載又は記録されるもの
について、前記(一)の算式によ
り算出した金額から当該金額
に百分の二十を乗じた金額
へただし、当該国債を発行時
において取得する者が非居住
者又は外国人である場合に

